

下野市情報公開・個人情報保護審査会 議事録（公表用）

審議会等名 令和4年度 第2回下野市情報公開・個人情報保護審査会
日 時 令和5年1月16日（月） 午後1時52分から午後4時10分まで
会 場 下野市役所 2階 201会議室
出席者 太田委員、小堀委員、渡邊委員、津野田委員、鈴木委員
市側出席者（事務局）総務人事課：荻原課長、平野課長補佐、葉貫副主幹、興主査
（実施機関）なし
審査請求人 非公開
公開・非公開の別（非公開）
傍聴者 なし
報道機関 なし
議事録（概要）作成年月日 令和5年2月28日

【協議事項等】

1 開 会

- ・ 下野市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席があり必要な定足数を満たしていることを確認した。

2 委員長あいさつ

- ・ あけましておめでとうございます。今日は条例の制定改廃についての議論、それから個人情報開示請求に関する諮問に関しては、審査請求人から意見を聴き、議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3 議 題

(1) 令和4年度第1回審査会議事録の確認について

ア 原案どおり承認した。

(2) 条例の制定改廃について

ア 継続審議

- ① 事務局より、資料に基づき概要等の追加説明を行った。
- ② 審議

委員長 前回示された下野市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）案から、検察庁の審査結果を踏まえて修正したものが示されています。

前回の事務局からの説明でもあったとおり、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が地方公共団体に適用され、それに伴う条例の制定改廃について意見を求められていますが、どなたかご意見ありますでしょうか。

委 員 前回委員長が指摘されていたとおり、国の法律が適用されることによって市

の制度が後退することがあってはならないと思います。そういった点も踏まえて市議会で検討いただきたいと思います。

委員長 私が指摘させていただいた点は、情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項の範囲が狭まっているのではないかという点です。従来、情報のオンライン結合は審査会の意見を聴いた上で判断していたところ、オンライン結合を禁止する規定を条例に定めること自体が許されないというような個人情報保護委員会の見解が示されているなど、いくつかの問題点を指摘させていただきました。しかしながら、同委員会の見解に対抗するのはなかなか難しいとも思っています。今回の改正は、個人情報の取扱いを自治体ごとにバラバラにしておくのはやめましょう、そうすることによって、情報をできるだけ流通させやすくしましょうという趣旨があります。民間での情報流通を加速させて、情報の有用性を活用していこうという社会的な風潮のなかで法改正がなされているので、条例で制限の定めを置くことが法律の範疇を超えることになりかねないということです。

委員 個人情報ファイル簿の公表によって自治体がどのような個人情報を保有し、管理しているのかが見えるのは良いことだと思います。条例以前の話かもしれませんが、一番心配なのは情報漏えいです。

委員 条例案については、全体的に個人情報保護法に則った作り方をされていますし、おそらく国の省庁からも条例の素案等が示され、それを踏まえた作りになっているのだらうと思います。そういう意味では条例案に対して特段異議はありません。

委員 施行条例案第7条及び下野市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「議会条例」という。）案第50条の審査会への諮問に関する規定では、「専門的な意見を聴くことが特に必要と認めるとき」に審査会に諮問することができると思います。現行の市個人情報保護条例では、第49条において、個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関して審査会に諮問できることになっており、この部分は法改正によって限定的な扱いになると思います。ただし、「特に必要と認めるとき」というのはかなり裁量的であり、大幅にその裁量が認められるのではないのでしょうか。

委員 「特に必要と認めるとき」を「必要と認めるとき」とすることは可能なのでしょうか。

委員長 個人情報保護委員会の見解では、そのような定めを条例に置くことは認められていません。そういった規定を置くことが、法改正の趣旨であるデータ流通の障害になるからです。条例案は、そのような同委員会の趣旨に則って作られています。

しかしながら、各自治体が審査会に意見を聴くことの意義は、できるだけ審査会の意見を聴き、住民の意見を反映させるということにあったものと思います。

条例案の該当規定の書きぶりは、個人情報保護法第129条と同様ですが、裁量的な内容でもあるので、できるだけ幅広く解釈運用され、重要な変更等に当たっては当審査会の意見を聴いてほしいというような意見を付して回答

とするというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員長 そのような回答とすることで事務局として不都合はありますか。

事務局 特にございません。

委員長 では、本件については、今の結論のようなかたちとしたいと思います。

(2) 令和4年度諮問第1号の調査審議について

ア 審査請求人からの口頭意見陳述等

- ① 審査請求人より、審査請求に係る意見陳述等が行われた。

イ 継続審議

- ① 諮問内容について審議が行われた。
- ② 次回、答申書案の審議を行うこととした。

(3) その他

次回審査会の日程等について

回りの開催は、令和5年2月28日(火) 午後2時といたします。